

「標準的な評価手法・内容と料金について」

合同会社 福祉経営情報サービス

評価の流れは別紙「福祉サービス第三者評価：標準的な評価の流れ」をご参照ください。

～標準的評価方法～

東京都の定める福祉サービス第三者評価の手法に準拠して行います。評価には利用者調査と事業評価の2種類の手法を用います。

1. 利用者評価の方法

事前に十分な打合わせを行った上で、当社評価員が利用者・家族等に調査を実施します。調査方法は「アンケート方式」「聞き取り方式」のほか、対象サービスおよび利用者の状況により、「場面観察方式」を取り入れて実施します。

2. 事業者評価の方法

自己評価は職員全員に実施していただき、その結果を事前に分析した上で訪問調査を行います。訪問調査は「福祉サービス担当者」、「組織マネジメント分野担当者」各1名以上で実施します。その後評価結果の合議を行った上でフィードバックを実施します。
※フィードバックは評価結果(案)と事業改善への課題を報告書にまとめ提出いたします。
※評価結果(案)は必要に応じて修正し、公表の同意を確認した上で評価機構へ報告します。

(モデル例)

施設種別	利用者評価の方法	事業評価の方法	事前説明	評価費用
特別養護老人ホーム (定員50～100名規模)	利用者の全数を調査対象とします。利用者一人ひとりの状況を事業者と相談の上、もっとも適切な組み合わせで、無理のない範囲で実施します。	職員全員の自己評価を分析後、2名以上の評価者が訪問調査を実施します。訪問日数:1日(1日で終了しない場合は再度訪問する事があります。)	事前打合わせの上、評価実施前に説明会の開催等を行い、職員・利用者(ご家族等)に趣旨・方法を説明します。	60万円～70万円
保育所 (定員50名規模)	保護者全員にアンケート調査を実施します。	職員全員の自己評価を分析後、2名以上の評価者が訪問調査を実施します。訪問日数:1日(1日で終了しない場合は再度訪問する事があります。)		55万円

※上記は標準的な手法及び料金となります。事業者ごとに適切な評価方法とお見積もりを提示致しますのでご相談ください。